



現在、阿蘇地域では、草原をはじめとした水田、畑、森林などの美しい風景について、
国の文化財である「重要文化的景観」への選定を目指しています。

カルデラ火山と向き合い、野焼き・採草・放牧により草原を維持することで
農林畜産業を営んできた、阿蘇の伝統的な暮らし。

その暮らしと阿蘇の素晴らしい風景を、後世に引き継いでいく取組みが始まっています。

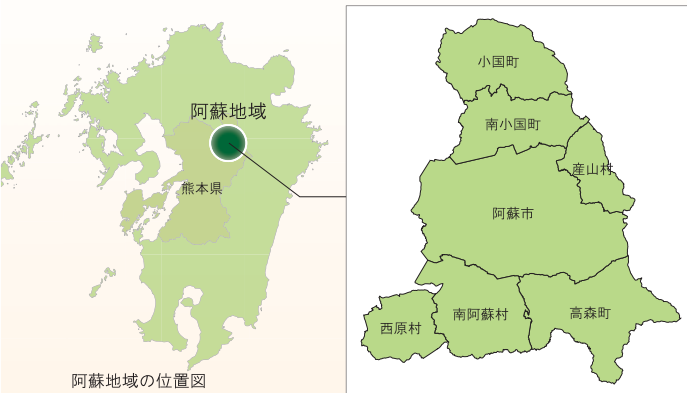
阿蘇の文化的景観

—カルデラ火山との共生—



阿蘇の人々は、火山と草原と共に暮らしてきました。

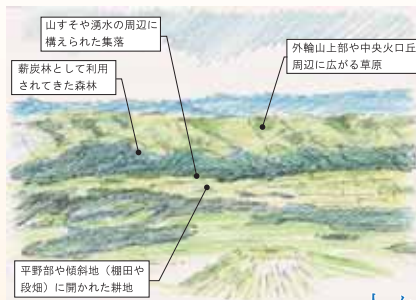
カルデラ火山という数十万年にわたる自然の営みによる基盤の上に、数千年を超えて草原と暮らしの人々の生活が積み重なり、形づくられた阿蘇の景観。7市町村にわたる雄大な阿蘇の景観は、過酷なカルデラ火山の環境を克服し、長い年月をかけて共生し発展してきた地域の歴史と文化が蓄積された貴重な文化的景観です。



「一万年の草原景観」とその維持システム

「阿蘇の文化的景観」には、活火山という過酷な大自然に年月をかけて立ち向かい、その地形や自然を巧みに利用して暮らしてきた人々の知恵が表れています。そのことを最も良く表しているものが、今日まで維持されている草原です。

早春行われる野焼きは新たな芽吹きを促し、草刈りや放牧の障害となる低木類の繁茂を防いでいます。春から秋には牛馬が放牧され、秋に刈った草が冬場の飼料や田畑の肥料として利用されます。この営みが延々と繰り返され、草原は農業や生活と有機的に結びついてきたのです。



草小積みの並ぶ風景／阿蘇市 (写真提供：大滝典雄)

人々の営みによりデザインされた「暮らし」の景観

人々は、山すそに集落を構え、背後の斜面を薪炭林とし、高地の草原より牛馬と草肥を運び、酸性の土壌を豊かな水田へと転換していきました。その土地利用は、地域毎に少しずつ形を変えながら、火口付近やげけ地などの不毛地を除いた阿蘇地域のほとんどを覆い尽くしています。



火山に対する畏敬の念と、農業開拓神への信仰

噴火活動を繰り返す中央火口丘群は、古くから信仰の対象になってきました。火山信仰から農耕祭事へと発展した阿蘇神社の御田祭、火振り神事、各地の神楽など、無形遺産や民俗文化財も数多く残っています。



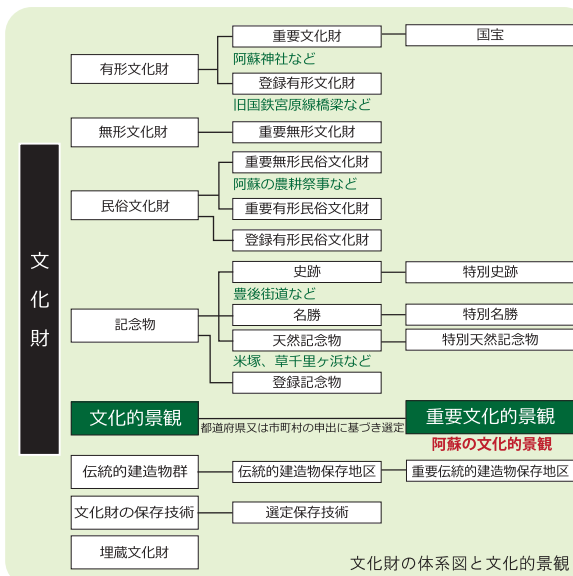
カルデラ火山の雄大な自然地形

阿蘇地域は、「阿蘇五岳」と呼ばれる火山群とそれを取り巻く巨大なカルデラ地形からなり、湧水群や原始林などの豊かな自然の中に貴重な生態系が育まれています。人々は火山由来の土壌や火山灰などの過酷な自然環境を、湧水などを巧みに利用することで克服し、この地に暮らしてきました。

なりわいと風景をまもる「文化的景観」の取り組み

文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第2条第1項第5号）です。そのうち、文化財としての価値が特に重要であるものが「重要文化的景観」として国により選定されます。

選定された場合、阿蘇は日本最大規模の「風景の文化財」となり、阿蘇地域で目指している世界文化遺産登録へ向けた大きなステップにもなります。



草原再生を中心とした既存の取り組みとの連携・発展

阿蘇地域では、これまで20年以上にわたって草原の保全や再生に向けた様々な取り組みが行われてきました。特に、野焼き・輪地切りといった負担の大きな作業は、(公財)阿蘇グリーンストック等が運営するボランティア活動による牧野組合の支援が大きな役割を果たしています。

重要文化的景観の制度においては、草原や水田、集落や寺社などを「重要な構成要素」として特定し、こうした既存の取り組みと連携して、地域のなりわいと風景をまもっていきます。



野焼きボランティアの様子 (公財)阿蘇グリーンストック提供

風景の保存をととした「地域活性化」へ

阿蘇地域では近年、地域を舞台とした滞在交流型のツーリズムが浸透し、特産品の提供や民泊、地元案内人などの「阿蘇らしい暮らし」を伝える取り組みが始まっています。文化的景観は、地域の暮らしに住民が誇りを持ち、来訪者や次の世代へその価値を伝えていくための一助となります。



阿蘇五岳とそば畑/南阿蘇村

文化的景観の保全に関する制度や国の支援等を活用しながら、阿蘇らしい風景をまもり育てていきます。

阿蘇の景観は時代ごとの技術や生業の発展に合わせて、変化を重ねてきました。当然、今後も変化していくことが考えられます。一方で、阿蘇の未来のためには、変化しない方が良いものや、急激な変化は避けた方が良いものも多くあります。

今後は、広告物の乱立や無秩序な新興住宅地の拡大、草原や未利用農地への新エネルギー発電施設建設等に対するコントロールや、開発行為に対する条例についての指導基準の整備を行っていきます。また、地域の第一印象となる観光スポットや幹線道路周辺の山林の適切な管理等による眺望景観の整備等に取り組みます。

I. 今までの使い方や形を変更する場合、

事前の相談と届出が必要となります。

※ただし、特定された「重要な構成要素 (p.5参照)」に限ります

●届出を要する行為

重要文化的景観に選定されることで、通常の生産活動に係る行為や日常生活、非常災害時の応急措置等を妨げることはありません。ただし、景観に影響を及ぼす可能性の高い行為については、その影響を最小限にするために、事前に調整や届出が必要となります。

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失・き損	重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき	事実を知った日から10日以内
現状変更	重要文化的景観に関し文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為をしようとするとき	行為の30日前まで

【届出が必要となる行為の事例】

- ・太陽光などの新エネルギー発電施設の建設
- ・観光型農業施設、展望施設、農林畜産物直売所等の建設や修繕行為 (建物を建設しない場合も含む) など

※本来の生活生業の生産活動以外の目的で、上記のような現状変更を行う場合は文化庁長官への届出が必要となります。構想段階において届出対象に該当するかどうか、各市町村窓口にご相談ください。

II. 各種優遇策 (国の助成等) を

受けられる場合があります。

※ただし、①②は特定された「重要な構成要素 (p.5参照)」に限ります

① 修理等に対する国の補助

文化的景観の保存活用のために行われる建造物の修理修繕事業や普及啓発事業に関して国から経費の補助が行われます。例えば、標識・説明板等の設置及び改修、防災・便益施設の設置、調査や計画策定に関連する地域住民向け勉強会やワークショップの実施などが挙げられます。

② 税制の優遇措置

選定範囲内の建造物が「重要な家屋」として位置付けられた場合、その家屋及び当該家屋の敷地の用に供される土地に課される固定資産税の課税標準は、地方税法第349条の規定にかかわらず課税標準となるべき価格の二分の一の額とされます。

③ 特別地方交付税の措置

特別交付税に関する省令第3条第3号第3項の規定に基づき、市町村に対して重要文化的景観1件につき文化財保護費として定額が交付されます。(2014(平成26)年12月算定の実績額:年間113万円)



小国杉と棚田/小国町

重要文化的景観Q & A

Q. どんなメリットがありますか？

A. 文化的景観の保全を手がかりとして、地域活性化につなげるチャンスとなります。

文化的景観の取組みは、阿蘇らしい暮らしを続けていくという地域づくりの方向性を、地域内外で確認したり、発信していく第一歩となります。

今後は阿蘇7市町村や地域の方々、各種団体等が「阿蘇はひとつ」との認識をもち、協働の地域づくりを行うことで、保全・活用策の推進・実行力を高めていきます。

Q. 観光客が増えて、悪い影響がないか心配です。

A. 地域の日常生活に配慮した、来訪者の受入れ環境を整えていきます。

阿蘇地域は世界農業遺産、ユネスコ世界ジオパークに登録され、さらに世界文化遺産登録を目指しており、世界的に注目を受け始めています。今後、地域の生活生業に影響のないよう、地域のルールに基づき、案内板や散策道の整備など、観光客の適切な受入れ環境を整えていきます。また、観光客に対しても阿蘇の環境への理解やマナー向上、保全資金への協力の呼びかけを考えていきます。

Q. 生業が続けられなくなる不安があるなかで、文化的景観をどのように生かしていくのですか？

A. 農産品のブランド化などを通じた産業の発展と、風景づくりを同時に行っていきます。

阿蘇の文化的景観は農林畜産業を中心とした産業とそれを取り巻く暮らしに裏付けられたものであり、保全の基本は地域の生活生業を今後も維持していくことにあります。

「重要文化的景観」に選定されることにより、阿蘇の生産物や加工品が阿蘇ブランドとして認知され、産業の発展につながります。さらに、普及啓発に伴う事業や景観を構成する建造物などの修理・修景には国の補助を受けることも可能です。



共同浴場と共にある暮らし／南小国町



南郷檜の森／高森町

表紙写真 上段3点：草原との暮らし（提供：大滝典雄）／下段：草原とあか牛（阿蘇市）

文化的景観・世界遺産の取組みにつきましては、各市町村窓口までお気軽にお問合せください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| ■阿蘇市 0967-34-1643（教育課 世界文化遺産推進室） | ■南小国町 0967-42-1112（まちづくり課） |
| ■小国町 0967-46-2118（政策課） | ■産山村 0967-25-2211（企画振興課） |
| ■高森町 0967-62-1111（政策推進課） | ■南阿蘇村 0967-67-1602（教育委員会） |
| ■西原村 096-279-4424（教育委員会） | |

阿蘇郡市世界文化遺産登録事業推進協議会事務局（阿蘇世界文化遺産推進室）

〒869-2221 熊本県阿蘇市役犬原 805 TEL: 0967-34-1643 <http://www.asosekaibunkaisan.com>

阿蘇は草原を守る活動をしています／世界文化遺産登録を目指しています／世界農業遺産に認定されています／ユネスコ世界ジオパークに認定されています